

2021年4月20日

学生 各位

教務センター

## 4月19日（月）から5月29日（土）までの欠席届の取扱いについて

既にご案内しているとおり、新型コロナウイルス感染症の急速な感染拡大に伴い、実験・実習やゼミなど一部の科目を除き、5月6日（木）から5月29日（土）までの間、原則として遠隔形式で授業を実施します。また、遠隔授業へ順次移行するために、4月19日（月）から5月1日（土）までの2週間、移行期間を設けます。

それに伴い、4月19日（月）から5月29日（土）までの間、欠席届の取扱い方法を変更し、以下のとおり授業形態に合わせた運用としますので、必ずご確認ください。

### 記

#### ■対面授業の場合

4月17日（土）以前と同様に、教務センター窓口で公認欠席届・授業欠席届の取扱いを行います。原則として登学可能となった日より2週間以内に学生証と証明書類を持参の上、窓口までお越しください。

#### ■遠隔授業（オンデマンド授業・リアルタイム授業）の場合

4月19日（月）から5月29日（土）までの間は公認欠席届・授業欠席届の取扱いを行いませんので、その授業で使用している学習支援システム（dotCampus や Microsoft Teams など）や教員メールアドレスを利用して、科目担当教員に直接お伝えください。

なお、移行期間中において遠隔授業に変更する前に欠席届を発行した場合は、欠席届の学生控えを写真に撮り、科目担当教員に直接連絡する際にご利用ください。

#### ■その他（お願い）

本学の新型コロナウイルス感染症拡大防止のための登学基準に基づき、罹患者・濃厚接触者となった場合や体調不良や濃厚接触者としての可能性がある場合は、必ず学生支援センターまでご連絡してください。

◎新型コロナウイルス感染症拡大防止のための登学又は出勤の基準について

<https://www.kobegakuin.ac.jp/news/a18ab2ca6b6e228acd29.html>

以 上